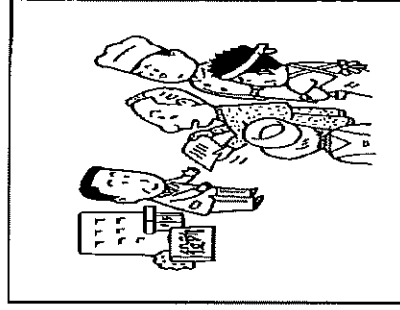


お知らせ・商工新聞の配産・会費の集金（一部地域除く）を
パートさんにお願ひすることになりました。ご協力をお願ひします。

多額の徴収税額決定通知書が・・・ 市県民税(住民税)徴収税額の再確認を！



市県民税の税額に疑問のある人は民商に相談を！

五泉市の場合、収入金額が所得にされ、控除金額にも誤りがあり、前年の10倍以上の市県民税の通知書が届きました。

新潟市の場合、青色専従者給与の所得が2倍で計算され、前年の約2倍の市県民税の通知書が郵送されてきた人がいました。

新潟市、五泉市の市県民税が高すぎるという相談が多数ありました。そのうち3人に市県民税が多く課せられており、役所の窓口へ出向いたところ、いずれも役所が誤りを認め、正しい市県民税になりました。

事前通知の11項目

- ① 実地調査を行う旨
- ② 実地調査を行う日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の相手(納税者)の氏名および住所
- ⑨ 調査担当署員の氏名および所属
- ⑩ 調査の日時、場所は変更可能であること
- ⑪ ④～⑦で通知されなかった事項について、非違が疑われる場合には、質問検査権などを行うことができること

税務調査の事前通知の確認を！

突然の訪問での税務調査および事前通知の11項目のうち1項目でも通知が漏れている税務調査は違法！

7月は税務職員の見回り時期です。毎年この時期から個人事業主への税務調査が始まります。全国的には「事前通知もなく突然、税務署員が来た」「客を装って来た」など違法な調査が行われていることがあります。税務調査のときは、納税者本人に対し「事前通知」することが原則義務化されました。左記の11項目を通知されたかどうかを必ず確認しましょう。「突然税務署員が来た」「税務調査の通知の電話等が来た」ときは、役員、民商へ相談を！

新津民主商工会
新潟市秋葉区岡田九四
TEL (0250) 331-3533
FAX (0250) 331-5544

2019年
7月1日号

民商ニュース

源泉税特例納付・社保算定基礎届相談会

とき 7月2日(火)7月3日(水)午前10時～午後3時
場所 新津民商事務所

- 持参するもの
- ※ H31年1月からの買金台帳
- ※ 事業所ゴム印・代表印
- ※ 社会保険庁からの書類(封書)
- ※ 税務署からの書類(納付書必須)
- ※ H30年、年末調整のときのもの
- ※ ポールペン・電卓

お願い
必ず2日(火)か3日(水)に都合をつけて、来所してください！

新津民商第47回定期総会のご案内

とき 7月7日(日)午後3時30分より

場所 割烹一葉

5月9日に開かれた理事会で、第47回定期総会の代議員数は、各支部の会員の1割に決定しました。各地域にバスまたはタクシー等を行行します。時刻・停車場は決まり次第ご連絡します。

のぶちゃん④…トイレ

